

花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、花と緑のまちづくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民の緑化活動を支援することにより、県民が主体的に行う地域の緑化を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額から、当該間接補助事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から開始するものは4月10日までに行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に、補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける

者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う補助事業に係る別表第5欄に定める変更
- (2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めなければならない。

- (1) 間接補助事業に係る別表の第5欄に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日まですに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、

その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
<p>地域活動団体が実施する緑化事業</p>	<p>県内に事務所又は活動拠点を有する団体（法人格を有しないものを含む。）のうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く） ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ・団体として実態のないもの 	<p>団体等が行う県内の緑化活動に資する以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 樹木等の植栽に係る経費 (2) 講座・講演・啓発・交流に係る経費 (3) イベント等の企画・立案・調整・運営に係る経費（当該経費が補助対象経費の大部分を占めるものでないこと） (4) 賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費 (5) 委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない） (6) その他、補助事業を実施するために必要と県が認める経費 <p>【補助の対象としない経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体等の運営に係る経常的な経費 (2) 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 (3) 団体等の構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものは除く） (4) 食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く） (5) 備品購入費（事業実施に必要不可欠なものは除く） (6) 視察に要する経費（当該視察が事業の実施段階において特に必要と認められるものは除く） (7) その他、交付対象として不相当と認められる経費 	<p>市町村負担額の1/2 上限額1件につき50千円。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業ごとの本補助金の増額を伴う変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度花と緑のまちづくり支援事業補助金交付申請書

花と緑のまちづくり支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

(注) 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号（第4条、第10条関係）

年度花と緑のまちづくり支援事業補助金事業収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
合 計				

様

職 氏名 印

年度花と緑のまちづくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度花と緑のまちづくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

なお、申請書記載事項のうち、 年4月1日から交付決定日までに実施された事業についても補助対象とみなすものとします。

（担当：所属 名前 電話 ）

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額等について、花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成29年5月25日付第201700033631号緑豊かな自然課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

規則様式第3号（規則第17条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度（補助事業等の名称）実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度花と緑のまちづくり支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第5号(第10条関係)

第 年 月 日 号

職 氏名 様

職 氏名 印

年度花と緑のまちづくり支援事業補助金にかかる事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった花と緑のまちづくり支援事業補助金について、事業仕入控除税額が確定しましたので、花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成29年5月25日付第201700033631号緑豊かな自然課長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3から2を差し引いた額）	金	円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。